

第4回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 議事録

日 時 令和4年3月29日（火）15:00～17:00

場 所 Web 会議（ZOOM）

出席者 構成員

堀越 哲美	愛知産業大学学長（座長）
小野 徹郎	名古屋工業大学名誉教授
小浜 芳朗	名古屋市立大学名誉教授
小松 義典	名古屋工業大学大学院准教授
川地 正数	川地建築設計室主宰
三浦 正幸	広島大学名誉教授
矢野 和雄	矢野法律事務所弁護士
渡辺 崇史	日本福祉大学教授
中嶋 秀朗	和歌山大学教授
山田 陽滋	名古屋大学大学院教授
西形 達明	関西大学名誉教授
野々垣 篤	愛知工業大学准教授
高橋 儀平	東洋大学名誉教授
磯部 友彦	中部大学教授

以下、欠席

麓 和善	名古屋工業大学名誉教授
------	-------------

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所
株式会社日本総合研究所

報告

- （1）特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議開催要綱について
- （2）これまでの経緯

議題

- （1）名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募について

配布資料 特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議（第4回）資料

1 開会

開会時刻よりも少し過ぎてしまいましたけれども、第4回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議を開催させていただきます。

私は本日の進行を担当させていただきます名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹の梅田でございます。どうぞよろしくお願いたします。では開催にあたりまして名古屋城総合事務所所長佐治より一言ご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

佐治でございます。本日はご多用の中、第4回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

約2年半ぶりの開催となりますが、昨今のコロナの蔓延状況などを鑑みましてウェブ会議とさせていただきます。ご不便をおかけしますがご協力のほどどうぞよろしくお願いたします。

本日の内容でございますが、まず報告案件としましてバリアフリー検討会議の開催要項そして天守閣整備事業におけるバリアフリー関連のこれまでの経緯の2件をまず説明させていただきます。続きまして議事としまして木造天守の昇降技術に関する公募についてご説明させていただきます。

皆様方から貴重なご意見を賜りながら進めて参りたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

○ 構成員及び事務局の紹介

それでは、本日の出席者をご紹介します。

愛知産業大学学長の堀越座長でございます。名古屋工業大学名誉教授の小野様でございます。川地建築設計室主宰の川地様でございます。名古屋市立大学名誉教授の小浜様でございます。名古屋工業大学大学院准教授の小松様でございます。関西大学名誉教授の西形様でございます。愛知工業大学准教授の野々垣様でございます。広島大学名誉教授の三浦様でございます。中部大学教授の磯部様でございます。東洋大学名誉教授の高橋様でございます。矢野法律事務所弁護士の矢野様でございます。日本福祉大学教授の渡辺様でございます。和歌山大学教授の中嶋様でございます。名古屋大学大学院教授の山田様でございます。以上本日の出席の皆様でございます。

なお名古屋工業大学名誉教授の麓様におかれましては本日ご欠席と伺っております。

最後に事務局を紹介させていただきます。私ども名古屋城総合事務所でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは報道関係の皆様にお願いたします。ただいまから会議に入りますので、写真ビデオの撮影につきましてはこれまでとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○ 配付資料の確認

続きまして本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず会議次第がA4で1ページ。構成員名簿がA4で1ページ。資料1としまして「特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議開催要項」がA4で表裏の2ページ。資料2と

	<p>いたしまして「名古屋城天守閣整備事業（バリアフリー関連）これまでの経緯」がA4で表裏合わせて5ページございます。資料3にいていただきまして資料3-1「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募について」がA4で3ページございます。資料3-2「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募【公募概要】（案）」がA3カラー刷りで表裏2ページございます。資料3-3「公募期間の概要（案）」がA4で1ページ。以上でございます。お手元の資料は大丈夫でしょうか。不足等ございましたらまたお知らせいただければと存じます。</p>
	<p>3 報告 (1) 特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議開催要綱について (2) これまでの経緯</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは報告、議事に入ります前に事務局より2点ご報告をさせていただきます。最初に特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議開催要項についてでございます。画面で共有させていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>では、資料1をご覧くださいませでしょうか。特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議開催要綱につきまして、一部改訂を行いましたので、ご説明いたします。第1条に名称、第2条に目的、第3条に構成を記載しております。改訂しましたのは次の第4条および第5条になります。第4条は、改訂前では、「会議の座長および副座長は、それぞれ構成員の互選により決定する」としておりましたが、副座長を互選しておりませんので、この副座長のところを改訂しております。また、第5条ですが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、Webによる会議の開催が浸透しておりますので、対面を伴わない会議の開催ができるように改訂しております。第6条から第9条は変更しておりません。ご確認いただければと存じます。資料1の説明は以上です。ご質問等ございましたらお願をいたします。先生方よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、2点目のご報告にいきたいと思っております。次にこれまでの経緯でございます。資料2をご覧くださいませでしょうか。名古屋城天守閣整備事業バリアフリー関連のこれまでの経緯につきまして、資料2に平成29年11月16日の第6回天守閣部会にて、バリアフリー対応の名古屋市案を提出したところから記載しております。ご覧いただければと存じます。少し先になりますが、資料2の4ページをご覧ください。一昨年度になりますが、前回の令和元年10月24日に開催しました第3回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議以降からこれまでの経緯につきましてご報告させていただきます。</p> <p>第3回バリアフリー検討会議では、第2回バリアフリー検討会議以降の状況と、令和元年8月に自由参加型で実施しました第1回目の昇降技術の公募に関する審査基準作成のワークショップで、障害者の方々からいただいたご意見の報告や、11月2日に開館しました階段体験館ステップなごやのご報告等を行いました。11月には第2回目の審査基準作成のワークショップを実施しております。8月の第1回目と11月の第2回目のワークショップでいただいたご意見を審査基準に反映しております。その後、12月20日の障害者団体連絡会にて、2回分のワークショップの報告と第3回バリアフリー検討会議の報告を行っております。</p> <p>令和2年に入りまして、1月10日に日弁連から「人権救済申立事件について（照会）」を収受しております。これは平成31年1月に日弁連への申立に伴うものですが、令和2年3月31日にその回答を送付しております。</p>

	<p>昇降技術の公募につきましては、令和2年4月に第5回の庁内PT会議ワーキング（課長級会議）、第5回の庁内PT会議（局長級会議、資料配布のみ）を開催し、公募開始の準備を整えて参りましたが、木造天守の竣工時期の見通しを立てることができなかつたため、公募を見合わせておりました。</p> <p>8月には障害者団体連絡会におきまして、昇降技術の公募のご説明をいたしましたが、公募開始時期が見通せないこともあり、ご意見等はございませんでした。その後、令和3年度に入りまして、6月18日にご覧の文化庁の所見をいただき、今後の手順として「解体と復元を一体とした全体計画」をある程度とりまとめる必要があり、その全体計画には「復元計画」としてバリアフリーの方針も反映する必要があるとのことでしたので、竣工時期の見通しが立たない状況で公募を開始し、昇降技術を選定した上で木造天守全体のバリアフリーの方針を決めていくこととなりました。これにより公募スキームの見直しなど検討を進め、昇降技術の公募の準備が整いつつあることから、10月28日に第6回庁内PT会議ワーキング（課長級会議）、11月8日の庁内PT会議（局長級会議）を実施し、11月9日の市議会経済水道委員会での所管事務調査がございました。その後、12月15日に障害者団体連絡会にて公募のご説明をいたしましたところ、バリアフリーの審査項目の基準がわかりにくいとのご指摘をいただいたことから、見直しを行いまして、公募開始前に再度、障害者団体連絡会にてご説明することといたしました。</p> <p>令和4年2月定例会にて、附帯決議をいただいておりますが、令和4年度の本公募にかかる予算を認めていただき、公募開始の準備がほぼ最終段階まで整いましたので、本日第4回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議を開催させていただいた次第でございます。</p> <p>なお、本検討会議ですが、前回の開催後に構成員の先生方には、次回は公募開始の見通しをお示しして開催するとのご説明をしておりました。前回から約2年半経過し、この間、公募開始を見合わせておりましたが、令和2年5月にバリアフリー法が改正され、歴史的建造物の再現に際してのバリアフリー整備の在り方における高齢者や障害者等の参画などの社会的要請や令和3年6月の文化庁からの所見・指導による木造復元天守を実現するために必要な手続きへの対応による公募スキームの見直しを行っております。</p> <p>資料2の説明は以上でございます。説明が長くなりまして申し訳ございません。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは議事に移らさせていただきます。</p> <p>本日の会議の内容でございますが名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募につきましてご意見をいただければと考えております。これからの進行は座長に一任させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
	<p>4 議題</p> <p>（1）名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募について</p>
堀越座長	<p>それでは私の方で進行を進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>議事ですね、名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募について資料3でございますけれども、これをまず事務局よりご説明をいただきまして構成員の皆様にご意見を伺いたいと思っております。それでは事務局の方から説明をお願いしたいと思います。</p>

資料3-1をご覧ください。全体計画策定に係る想定スケジュールにおける天守全体のバリアフリーの方針の位置づけを示しております。左から2列目の解体と復元を一体とした全体計画のとりまとめにあたりましては、大きく3つの課題があり、それぞれ左から3列目に記載しております石垣保存方針、基礎構造の方針、そして一番右側の天守全体のバリアフリーの方針がございます。そして、文化庁の基準に示された配慮事項である防災上の安全性や基礎構造などとともに、公募により選定した昇降技術を含む天守全体のバリアフリーの方針を実際に復元する天守の整備計画である「復元計画」へ反映し、令和4年度末に全体計画をとりまとめることを目標としております。

次に、公募の目的、概要、今後の進め方およびスケジュールを次ページ以降にお示ししております。目的は、公募によりできるだけ多くの方が使用できる昇降技術を募り実用化することで、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を目指し実現することです。求める昇降技術として、大天守の内部を垂直に昇降する技術、大天守の階段を直接昇降する技術、外部から直接大天守1階以上に入城できる技術等、幅広く求めていきたいと考えております。主な条件としましては、大天守の柱、梁を傷めないことや少なくとも大天守1階に昇降できることとし、可能な限り上層階まで昇ることができることとしております。なお、大天守1階は天守台石垣の上部となりますので、地上面から約12mの高さとなります。そして、公募への高齢者、障害者等の参画ですが、先ほどご説明しました、バリアフリー法の改正の趣旨に則りまして、提案された昇降技術に対し、高齢者、障害者等からのご意見を伺う場を設けた上で、昇降技術を選定していきたいと考えております。

提案技術の審査につきましては、様々の分野の有識者である評価員が、書類審査およびプレゼンテーション審査を実施します。評価員は事前に定めた審査基準に沿って評価を行い、その評価に基づいて本市が昇降技術を選定いたします。

今後の進め方、スケジュールですが、次のページを見ていただけますでしょうか。令和4年度早々に公募を開始したいと考えておりまして、8月に提案書を締切り、提案技術に対する高齢者や障害者等の方々のご意見を伺った後、いただいたご意見の反映など、よりよい昇降技術としていくための技術対話を実施します。そして提案者から提案書を再提出していただき、今年度の12月に審査を行って最優秀者を選定したいと考えております。ここまで公募開始から約9か月を想定しております。そして、この公募により選定した昇降技術を含めた天守全体のバリアフリーの方針を策定し、全体計画に反映して参ります。この最優秀者選定後に本バリアフリー検討会議を開催させていただきまして、構成員の先生方に最優秀者の提案技術をお示ししたいと考えております。令和5年度以降につきましては、最優秀者と基本協定を締結し、技術開発に対する高齢者、障害者等の方々のご意見聴取を適宜踏まえながら、昇降技術開発を進めて参ります。そして天守閣整備事業の進捗状況を鑑みまして、昇降技術導入を行って参ります。

続きまして、資料3-2をご覧ください。公募概要をA3にまとめております。いままでご説明しました想定される技術やスケジュールをおもて面の上半分に記載しております。スケジュールにつきましては、公募開始から最優秀者選定までの公募期間の概要を次の資料3-3に示しておりますのでご覧ください。先ほどご説明しましたとおり、公募開始は令和4年度早々としまして、その後、公募参加者からの技術的な相談を受け付ける技術相談を2回実施し、令和4年8月中旬を提案書である審査申請書類の提出期限とすることを予定しております。そして、審査期間に入って参りますが、高齢者、障害者等からご意見を伺う場

	<p>としてワークショップを2回設け、先ほどご説明いたしました技術対話を実施します。この技術対話は公募参加者、技術相談員、本市の3者で行います。その後、審査申請書類の再提出を受け付けた後に、審査を実施し最優秀者を選定して参ります。なお、ここには記載しておりませんが、技術対話の前に天守閣部会の有識者の先生方にも木造天守への導入に向けたご意見をいただく場を設けることを考えております。A3の資料に戻っていただきまして、スケジュールの右の方の赤く記載しております実用化期間についてですが、昇降技術開発および昇降技術導入につきまして、下部に記載しております。ご覧いただければと存じます。その右側に最優秀者以外の技術による補完について記載しております。最優秀者提案技術以外の技術を導入することによりバリアフリーをより効果的に補完することができると判断される場合には、その技術も採用する可能性があることも考えております。最下段の一文ですが、審査においてバリアフリーの項目の評価によっては、最優秀者として選定しない可能性があることを記載しております。これは裏面にいつていただきまして、要求水準及び評価についてのところでご説明いたします。</p> <p>ここには、審査項目のうち「バリアフリー」と「史実に忠実」を抜粋して記載しております。審査につきましては、満たさなければ審査対象外となる公募参加のための条件である最低要求水準と、よりふさわしい昇降技術を選定するための採点基準である加点要求水準があります。この加点要求水準を多く満たし総合点が最も高くなった者を最優秀者として選定します。ですが、ただいまご説明いたしました、この加点要求水準のバリアフリーの項目のみでの評価、8項目ございますけれども、この項目が一定の基準を満たさないものは最優秀者として選定しないこととしております。このバリアフリーの審査基準につきましては、障害者団体の皆様からいただいたご意見と令和元年度に2回実施しました審査基準作成のワークショップでいただいたご意見を反映しております。なお、この基準につきましては、審査を実施していただきます評価員の先生方にご説明しており、ご理解をいただいております。A3の資料に戻っていただきまして、この資料の裏面の下半分に、公募参加者と評価員、技術相談員、利用者および事務局である市との関係を記載しております。ご覧いただければと存じます。資料3の説明は以上でございます。</p>
堀越座長	<p>事務局からご説明いただきました。どうもご説明ありがとうございます。</p> <p>それでは皆様からご意見ご質問等をいただきたいと思いますと思いますが、本日14名の方が参加されていて非常に多いものですから、大変申し訳ないんですけども一人一人ご指名しますので、それで質問とそれからご意見いただけるようにしていただきたいと思いますと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。それです、お話の順番ですけども、私の考えですがまず全体の復元の話がございますので、建築関係の学識者の先生からお話いただいて、次に福祉関係の学識者それと工学関係の学識者で建築地盤工学関係の学識者という順番でお話していただこうかなと思うんですが、いかがでしょうか。それではそういう方法でいきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、野々垣先生お願いしたいと思います。</p>
野々垣構成員	<p>質問ですけども、バリアフリーの8項目に関してですけども、この8項目の8つについて評価の重み付けはいろいろ違うんでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、重み付けですけども、障害者団体の方からいただいたご意見ということも</p>

	<p>ございますので、フラットな採点にしているところでございます。</p>
野々垣構成員	<p>そうですか、わかりました。先ほど説明あったところでこの資料を読んで少し気になったのが、先ほど説明いただいた審査においてバリアフリーの項目の評価によっては最優秀者うんぬんというところがですね、なんとなくクリアじゃないっていうのがちょっと気になったんですけれども、その辺しっかり応募する側の立場に立ったときのいわば平等性というかですね、そういったものが担保されていればいいかなと思います。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。公募提案者と評価員の先生方とともに、内容を詰めながら進めていきたいと思えます。</p>
堀越座長	<p>どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは次は、三浦先生お願いしたいと思えます。</p>
三浦構成員	<p>はい。建築史の立場から申し上げますと、ここにある資料 3-2 の裏面のところですね、史実に忠実におきまして「柱や梁などの主架構を変更しないこと」ですが、これを変更されますと木造建築として成り立ちませんので、しっかり入ってるので問題ありません。</p> <p>それから右の方の要求水準でございますけれども「可能な限り木造天守の外観や内観を損なわない工夫がなされていること」それから「木造天守に使用されている木材を保護すること」、これだけで十分でございますので、提案としまして建築史においては十分に意見が反映されているのでこれで結構かと思えます。</p>
堀越座長	<p>どうもありがとうございます。十分に反映されているということでございます。それでは次に磯部先生からお願いしたいと思えます。</p>
磯部構成員	<p>磯部です。</p> <p>まず、公募の時の技術例として、3つほど挙げています。大天守の内部を垂直に昇る、大天守の階段を直接昇る、外から1階以上と。それで、条件としては「少なくとも大天守1階に昇降ができること」というのですから、まずはその天守に行かなきゃ意味がないことになります。しかし、その項目以外の提案ではその応募者によって良否が異なると思えます。例えばA社はこの大天守の1階のところに入る条件がすごくいい。一方、B社は1階への昇降技術がちょっと弱いけども、内部の階段昇降技術がすごくいい。というように良否が別れてしまった場合どうなるのでしょうか。最優秀者1社に絞るとなっていますが、いいところが別れている場合はどうなるのでしょうか。後に優秀者以外の技術の補完があるのでしょうか。どうやって選ぶのかなという疑問があります。</p> <p>もう1つは、大天守の階段に直接昇降するというのがございます。先ほどの報告にありましたようにステップなごやを作ってもらいました。実物の階段を作ってもらったおかげで誰がどういうふうに階段が登れないかっていうのがわかったと思えます。ですからまさにそういう方々を助けるものとして技術開発してほしいと思えます。階段昇降の技術開発のときには、実際にどのような階段に適用するかがわからないとその技術開発はできません。だからステップなごやをうまく活用することが望ましいと思えます。ステップなごやを実証実験場として、各応募者</p>

	に見てもらって、自分たちの技術を確認してもらおうというストーリーができるとステップなごやを作ったことに意味があるかなと思いました。その2点を質問させていただきました。
堀越座長	2つ質問をいただきましたので、事務局の方回答をお願いしたいと思います。
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>まず1つ目の、部分的に優れた技術が入った場合にどのように採用していくのかということですが、先ほど説明しましたように最優秀者1者を決めていきたいと考えておりますので、大天守の1階からどこまで上層階へいけるのかという部分もございますし、また、先ほどの話で最優秀者以外の技術の補完ということも考えてございますので、より上層階までいけるということであれば、組み合わせで昇っていただくということも考えなければいけないと思っています。ですので、その提案される技術を見させていただいてからということもございますし、障害者団体の方々からいろいろな技術が入ると使いにくいのではないかとご意見もいただいている事もありましたので、なるべく技術の数を増やすことなく選定したいと考えております。</p> <p>階段体験館の件につきましては、せっかく作りましたし、先生おっしゃいましたようにどのような方が昇れるか昇れないか見えてきたということもありますので、試作機や、実験機の実証実験場として、階段体験館を使っていたきたいと考えております。</p>
磯部構成員	ありがとうございました。
堀越座長	それでは、まずはよろしいでしょうか。
磯部構成員	はい。結構です。
堀越座長	ありがとうございます。それでは、高橋先生ご意見ご質問ありましたらお願いしたいと思います。
高橋構成員	<p>高橋です。ありがとうございます。何点か意見と質問があります。</p> <p>まず1つですね意見ですがけれども、先ほど話が出ましたけれども加点要求水準ですね、この資料3-2になりますけれども、ここの要求水準につきましてはやはりこのバリアフリーの検討に当たっては、例えば障害者の団体連絡会の会議の中でいろんな意見がでたということを経済的に記述していただいたのは決して悪いことではないんですけれども、当然バリアフリー化をするためには何が最も重要かということはあるわけですね、これはユーザーの方々様が求めていることだと思いますけれども、例えば私の判断ですととにかく大天守のより上層部まで上がることってというのは、その平等の観点から最も重視されるべきことだと思うんですね。ところが、例えば一番上に書いてあるような利用対象者のこととか誰もが簡単に使えることとか可能な限り健常者の移動と同じようなこととか、怖い思いをしないで乗れることとかっていうことは、やはり同じ同等にですね、この全部の十項目があるのを同等に評価するってというのはちょっといささか評価の基準としてはあまりにも漠然としているのではないかとというような印象を持ちます。これは、</p>

	<p>やはり優先順位を設けるべきではないか。少なくとも評価委員の方々が優先順位を判断できるような評価基準にしないといけないのではないかと思います。</p> <p>それから二点目は、その評価委員なんですけれども、例えば経営の方とか、インバウンドの方とか、このバリアフリーの技術をですね、評価するのに対応できるような方々なのかどうか、既に決まってるということなんですけれどもこの辺り非常に懸念される部分です。ここについては、例えばインバウンドの方々が今回の技術にどういうふうに関与するんだろうかという素朴な、検討会の委員の1人として、疑問を持ちます。</p> <p>それから3点目はですね、これはもう非常に重要なことなんですけれども、先ほどご説明がありましたようにバリアフリー法の2020年の改正によって文化財を復元するときの当事者参画、高齢者・障害者の参画の話があります。検討の場を設けていくということなんですけれども、この例えばバリアフリー検討会議の今日の会議の中に当事者というふうに判断できる人たちは、連絡会の中では議論していませんけれどもいないわけですね。つまりその構成員の中に入っていない。これはやはり大問題ではないかというふうに思います。プロセスの中で今後資料3-3というところでワークショップ等で評価をしていくという形になるんですけど、やはり冷静に考えると評価員の構成メンバーにも1名は障害のある方々を代表者として、1名はですね、様々な障害ありますけれども含めていく必要があるのではないかと。資料3-2の裏面によりますと利用者というのは事務局を介して意見をするという形になってます。これを本当に参画というふうに呼んでいいんでしょうか。この辺りについてもとても素朴な疑問がありますので、ここはやはり平等の観点からしっかりと再度検討するべきではないか、どういうふうに参画をしていただいたらいいのかどうかということですね。</p> <p>特に繰り返しますと、加点要求の優先順位、これはやはりしっかりと求めていく、この審査で求めていることは一体何なのか評価員は何を評価するのかといったようなことの観点が必要ではないかと思えます。最後にですね、評価員の中には、やはりこれまでバリアフリー検討会議の中できちんとこの経緯を議論の中で参加していた方々どなたでも構わないと思えます。その方々やはり評価員の中に加わっていく必要があるんじゃないでしょうか。まだ公表されていないのでひょっとすると加わっているのかもしれませんが、この辺りのですね、バリアフリーの今回の検討会で目指すものあるいは復元の中で目指すものについてはやはり最重視されることではないかと思えます。</p>
堀越座長	<p>ありがとうございます。事務局の方、ただいまの点ですね、大きく3つございましたけれどもお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>まず1点目の加点要求水準の項目の優先順位についてでございますけれども、先生おっしゃいましたように重要視するべきところと、そうでないところというところは確かにあるということも考えてはいたんですけども、団体の方からいただいたご意見ということもありまして、優劣を付けるというのも難しいのではないかと考えておりましたので、評価の中で何を重要視するのかというところは、加味させていただきまして、評価員の先生方により重要視するところと、そうでないところを見ていただきながら、採点の方をしていただくということで説明させていただければと考えております。</p> <p>もう1点評価員の先生につきましては、6名公募開始になりましたら公表する形</p>

	<p>になりますけれども、障害のある方が2名は入っていただいておりますので、障害者の目線からのバリアフリー技術の選定はできると考えております。</p> <p>後ですね、バリアフリー検討会議の構成員の先生方が評価のところに関与する必要があるのではないかとご質問をいただいたと思いますけれども、このバリアフリー検討会議が、名古屋城全体のバリアフリーに関しての検討というところもございますので、そのうちの大天守の昇降技術の審査というところもございますし、出てきた結果につきまして、検討会議でご意見をいただくということもございますので、別枠としたというところがございます。ですが、技術相談員にバリアフリー検討会議の構成員の先生方にご協力いただいておりますので、評価員と技術相談員が一緒になって評価・選定の方へ関与して参ります。このバリアフリー検討会議の中での議論というものが事務局と評価員・技術相談員の先生方へ反映することができると考えてございますので、ご理解いただきたいと考えているところでございます。</p>
堀越座長	高橋先生いかがでしょうか。ただいまの回答ですが。
高橋構成員	<p>ご回答ありがとうございました。</p> <p>やはり私はですね、最初に申し上げたように例えば団体から意見が出てきたから優劣を付けられないというのは、これはちょっと無責任ではないかと思えます。やっぱり木造復元で何を重視していくのか、バリアフリーって何なのか、何を向上させていくのかということはとても重要な要素になると思えます。単純に考えますと、上層階まで上がれないことと怖い思いをしないことが同列でいいのかどうか、これは議論の中で決めればよいということですが、ちょっとこれは曖昧な評価点になってしまうと思えます。こういう例えば外に公開をした時にですね、それが一般的に市民の方々に受け止められるのかどうかという、もう少し客観的なきちんとしたものが、それが1つあります。</p> <p>障害のある方、当事者の方々が2名参加されているってことなんですけど、これは決して悪いことではないんですけども、市民の方々はいらっしゃるのでしょうか。例えばこれまで説明してきた方々の代表は、いる可能性はあるのでしょうか。まったくないんだと、ちょっとこれはその市民、納税者からすると少し違うかなという感じがします。そのあたりについて、いまは公表できないということですが、もしいなければですね、やはり加えるべきではないかと思えます。とても重要な部分ではないかと思えます。</p> <p>それから追加ですが、ワークショップなんですけれども、これは公開で行われるのでしょうか。ご説明いただければと思います。以上3点お願いいたします。</p>
堀越座長	事務局お願いします。
事務局	<p>先ほどの加点要求水準のところにつきましては、先生がおっしゃられますように、より上層階まで上がれることと、怖い思いをして乗ることは同列なのかというところはあると思いますので、評価員の先生方と相談しながら決めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。</p> <p>評価員に市民の方が入られているかどうかということですが、やはり専門の有識者の先生方ということもございまして、なかなか一般の市民という方が評価をするというのは難しい面があるのではないかと考えております。また、開</p>

	<p>発段階でも、市民の方々も含めましていろいろご意見をいただければと考えておりますので、そのあたりでご意見いただくということでご理解賜ればと思っております。</p> <p>ワークショップにつきましては、公開ではなくて非公開をいま考えているところでございます。といいますのも、やはり提案してくる技術によってはもちろん公開を前提としてということで提案書の方を書いていただく部分はあるんですけども、最優秀者になるまでは秘匿をしたいというような、そういう提案者、技術をお持ちのところもございますので、前提としましては非公開とさせていただきます、技術の概要というところで公開できるところはいずれ公開していくということで対応していきたいと考えております。</p>
高橋構成員	<p>すいません。時間がない中で恐縮なんですけど、もう 1 件だけいまの件について追加させていただきたいんですけども。そうしますとワークショップが非公開で行われていることになりましたと、利用者の役割ですね、資料 3-2 の裏面に書かれています利用者の事務局を介して意見をするという事は、利用者はその場にはいないということになりますか。あるいは、その場において非公開の議論を行えるのか市内の障害者団体がどういうふうに関与できるのかこれはやっぱり明確に公表しておく必要があるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ワークショップですが、障害者団体の方々からご参加をいただいて、事務局の方で公募参加者から出していただいた技術を取りまとめた上で利用される障害者の方々との意見を交換し、いろいろご意見いただくようなことを考えております。いずれにしても事務局の方で障害者の方々からのご意見というのはお聞きするというところを考慮しているところです。</p>
高橋構成員	<p>ありがとうございます。このあたりにつきましては、詳細が決まりましたら是非お知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
堀越座長	<p>ということで、事務局で整理をお願いしたいと思います。それでは次に矢野先生ご意見ご質問ありましたらいただきたいと思っております。</p>
矢野構成員	<p>高橋先生の意見と質問とほぼ重なるので、重複してしまいますけれども、私もやはり加点要求水準がフラットというのはやっぱりあまり理解ができない。事務局の方からはですね、いろいろな障害者団体から出たからそれに優劣を付けられないというようなご説明だったと思っておりますけれども、果たしてどこを 1 番重視しているかとそこまで突っ込んだ意見交換をされたのか、どういう点に配慮すべきかということだけだと、いろいろな意見が出てくるわけです。だから、いろいろな意見が出てきたからといってそれが同じような重要性の意識を障害者の団体の人が持っているというふうには必ずしもならないと、おそらくそこを突き詰めていくとですね、やはり天守閣ですので、お城の天守閣ですので、できるだけ上まで上がりたいというところは、やっぱりそれは基本的なところとして強くあるのではないかなと思います。ですから障害者団体から出た意見だから、それをフラットにするというのはあまり説得力がないのではないかなと思っております。これは意見です。</p> <p>それと、この最低要求水準としてバリアフリーの件で「少なくとも大天守 1 階に</p>

	<p>昇降ができること」というのは非常に控えめな基準だなというのが正直なところ です。バリアフリーの天守閣の再現ということですが、1階に上がってそれが最低 基準でいいのかっていうのは素朴に最初見た時に思ったところです。だから最低 要求基準を大天守の1階に昇降ができることという形にした理由っていうのを教え ていただければと思います。</p> <p>もう1点だけですけども、この点も先ほど高橋先生の質問、意見と重複する ところがありますけれども、やはり参画というのはできるだけ実質化するような 仕組みにしていきたいと思っています。公募参加者の秘密情報、社内の機密な んかの問題もありますので、全部公開しろとは言いませんが、事務局でその障害者 あるいは高齢者の意見を取りまとめて伝えるということを予定されているのだろ うと思いますけれども、ただそうしたときにどういう形でどういうふうに伝えた のかということ、やはり参加してもらった障害者団体あるいは高齢者の関係団 体にフィードバックをしていただいて、ちゃんと真意が伝わっているのか、趣旨が 伝わっているのかどうなのか、ということ、検証とまでは言いませんけれども、 見てもらうような形にしてもらいたいと思います。これは思いつきの1つの例で すけれども、形だけ参加を求めたということにならないようにできるだけ実質的 な意見を求めて、それを十分に伝えたということを工夫をしていただいて対応し ていただければと思います。これも意見です。</p>
堀越座長	<p>ありがとうございます。加点要求水準の軽重等はいろんなコンペティションや プロポーザルでも付けたりすることもあるので、その辺の検討も促していただく ことも必要なと思います。ご質問の件もありますので事務局に回答お願いします。</p>
事務局	<p>質問の順番が前後してしまうかもしれませんが、ワークショップ等で高齢 者、障害者の方々からご意見をいただいて、その結果を、どのようにおっしゃられ た方々にフィードバックをしていくのかということのご質問と思います。適宜 必要なことにつきましては、その場を設けて意見交換の方はしていきたいと考 えておりますので、当然そのフィードバックをするということも公募参加者にもフ ィードバックをしてよりよい昇降技術にするということもございますけれども、 やはり言いっぱなしといたしますか、せっかくいただいた意見がどう反映されたか というところはちゃんとお示ししていきたいと考えております。</p> <p>大天守1階までの昇降というところでございますけれども、原則としましては、 現状、外部のエレベーターにて、大天守1階に入城でき、内部を見ていただけると いうことで大天守1階にしたことはあるんですけども、やはり内部も木造の天 守の江戸期のものに復元するというところでございますので、やはり内部空間とし ましても大きな柱とか梁で構成されているというそういう内部空間を外の眺望だ けでなく中についても実体験していただくということを考えて参りますと、や はりまずは1階まで昇降できるということを最低要求とさせていただきますけれ ども、目標として5階までは求めていきたいと考えております。また柱とか梁 を取ってしまうということは、文化庁の示す復元の基準というところもございま すので、それを守りつつバリアフリーとしていくということは、非常に高度な技術 を有するのではないかと考えております。そのあたりも含めまして今後の技術開 発もあると思いますが、やはり技術がどのような形で工夫され、より上層階ま で行けるのかということを見ていきたいと考えております。もちろん1階まで</p>

	<p>で満足するということはございませんので、目標として 5 階まで、できれば本当に 5 階までの技術というところを提案していただいて選定していきたいと考えているところでございます。</p>
堀越座長	<p>矢野先生いかがでしょうか。</p>
矢野構成員	<p>すみません時間がない中で、すぐ終わりますので、後は意見だけですけど、結局 5 階までできるだけ上がってもらうようなことを求めたいというのは、この募集の関係では全然示されないわけですよ。それから加点要求水準でもまったくそれはわからなくて、だから、この会議の場でそういうふうを考えていて、そういうふうにも公募に臨むといっても、本当にそれが伝わるかという問題が公募との関係ではあるので、そうやっておっしゃられるということであれば、それをどうやってこの公募の中に反映できるのかということは考えていただく必要はあるのかなと、そうでないとこの協議会の場だけの発言に終わってしまうのではないかなと思います。</p> <p>それからもう 1 つ、これも意見なので、後はもうご回答はいいんですけども結局バリアフリーと史実に忠実であることの調和を求めるといっているのは、それは非常にいいように聞こえるんですよ。いいように聞こえるんですけども、いまの回答をお聞きしていると、やはりそのどこに調和を求めのかっていうのは非常に難しい話で、どこが調和が取れているのかは、いろいろな考えがあってそれが加点要求水準なんか、公募でいくと、そこに反映されていくって話になってくるだろうと思うんですよ。ですから、例えばいまの話からすると、結局、この最低要求水準と加点要求水準の考え方からすると、やはりちょっとそのバランスが、これは私の個人的な意見にすぎませんが、そのバランスというのが本当にバランス取れているのかなってのはちょっと正直なところどうかと思うところもあります。技術的に難しいということも含めてのバランスの話で、技術的に難しければもうそれは上を断念する、上まで上層階まで上がることを断念するというのであれば、それはすでに 1 つの価値判断になっていると思います。これは意見です。すみません長くなりました。</p>
堀越座長	<p>ありがとうございます。ただやっぱりどういうふうに担保していくかってことですね。方法を考えていただくということを事務局の方で頭の中においていただければと思います。ありがとうございます。それでは渡辺先生ご意見ご質問お願いしたいと思います。</p>
渡辺構成員	<p>渡辺です。</p> <p>他の先生が言われたように、やっぱり気になるところは加点要求水準が同じ評価基準でいいのかどうかというところでもありますね。多分、主にですね、この中にいわゆるアクセシビリティに関する問題と、使い勝手とか有効性と言われるようなユーザビリティの問題が両方混在していてですね、それがわかりにくくしていると思っています。</p> <p>今回の 1 番のバリアフリーの重要な点は、移動を保障していこうというところが 1 番の最重点課題と思っています。なのでこれを見ていくと、やっぱりアクセシビリティとユーザビリティに関するものが同じところにあるとちょっとやっぱりおかしくて、1 番いいのはユーザビリティに富んでいてアクセシブルなものが絶</p>

	<p>対に決まっているんだけど、まず優先すべきはアクセシブルであるということだと思っので、やっぱり基準を設けた方がいいと思います。使い勝手よくても誰もアクセスできないものを作っても意味がないので、まずアクセシブルであるということですね。移動の保障になります。ただし、そのアクセシビリティと言っても単に移動できるっていう意味だけではなくて、アクティビティ・アクセシビリティの観点から移動はできるけれども、実際にその場に行って、楽しめないとなると意味がない。それが障害のある人の排除につながっていく場面もあると思うんですね。</p> <p>例えば、今回当事者が入っていますが、教育の面が入ってないと思うんです。例えば、特別支援学校の障害のある子どもたちが見学に行くとか、地域の学校で見学に行くとき車椅子を利用しているお友達がいた時にみんな行くことができればいいんだけど、それができなかつたら、実はアクティビティ・アクセシビリティに富んでないことで排除につながるっていうことが考えられると思うんですね。なので史実に忠実っていうことはもちろん大事な論点だと思うんだけど、それをやることによって実は利用者の排除につながっていくようなことになってはいけなかつので、利用者による評価のときに実際にどんな人がどのようにどんなタイミングで利用するかというような観点からぜひ検討していただきたいと思っています。</p> <p>そういう意味からいくと、利用者の意見を、当事者団体の方々はもちろんなんですけども、実際に教育に関わる人からの意見を聞き、どう使っていくかっていうところは、やはりした方がいいかなと思います。なので最初のところ戻りますが、その重み付けっていうのは必ずすべきだと思いますし、そこは丁寧に議論するべきだと思います。以上です。</p>
堀越座長	<p>ありがとうございます。重み付けの点と、それからユーザビリティ、アクセシビリティをどう考えていくかということ、教育の問題もいただきましたけど事務局の方に回答をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>加え要求水準につきまして多くの先生から同じようなご意見をいただきましたので、検討の方はやっていきたいと思っています。</p> <p>あと、先ほど特別支援学校の話とかございましたし、やはりいろいろ意見を聞いていくということは我々も非常に大事だと思っておりますので、開発の段階になってしまう可能性があるんですけども、使いやすいものというところ、あるいは排除されないようにということを念頭に置きながら、いろいろご意見の方を集めていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>
堀越座長	<p>渡辺先生よろしいでしょうか。</p>
渡辺構成員	<p>はい。大丈夫です。ありがとうございます。</p>
堀越座長	<p>それでは中嶋先生ご意見ご質問をお願いしたいと思います。</p>
中嶋構成員	<p>中嶋です。私の方から2点申し上げたいと思います。</p> <p>1点目なんですけど、1つ何か目的を実現するための技術システム全体というような視点で見た時にですね、今回の公募で少し感じるのが、何か昇降技術を独立し</p>

	<p>た別ものの技術として求めているように感じる。</p> <p>例えば、公募スケジュールの中にある最優秀者1者選定というような書き方も、「1者」と強調されていて天守を建築する人が入っていないと感じるということです。ただ実際この移動技術というのは、例えば鉄道にしても、あるいはローラーコースターにしても、設備とその上を走る車両というように、設備と車両で1つのシステムです。そのため、今回の場合は、やはりその天守を作る人とその上を走る人の共同開発が必要です。今のままだと昇降技術だけが独立してあるようで、昇降技術だけでこの課題を解決しなきゃいけないように捉えられそうなところが少し気になるということです。鉄道で言うと上と下というような話がありますが、上物と設備の両方から歩み寄ることによってだいぶ求められる技術が楽になり、現実的な解決に結びつくというように思います。つまり天守の作りと一体になって考えて問題ないんだ、あるいは一体となつての開発をむしろ推奨するというようなことを、作成する予定の公募動画に入れたらどうかと私は思います。あるいは、公募要項にも明記して公開していく必要があるんじゃないかというように私は感じました。</p> <p>また、歩み寄りのための方法の1つとして技術対話があると思うのですが、実際に天守を作る側とどういうタイミングでどのように組んで実際に開発していくのかなどのスキームを明確にするのがよいと思う。実際には天守を作る方と昇降技術を開発する方が組んでやらないと技術課題が難しくなるので、うまい仕組みを組み入れてほしいと思いました。加えて、公募動画とか公募の段階で、その仕組みを公開できればいいと思いました。</p> <p>もう1点ですが、いま各先生方の意見を聞いて非常にごもつともだなというようなことを感じました。ところで、開発者が1回選ばれると、どうしても閉じた世界でいろんなことが進んでいくことが多いと思います。ですので、例えばこのバリアフリー検討会議が1者選定される過程、あるいは1者選定された後、実際に技術開発を行う中でうまく意見を言って反映できるような場所があっても良いと思いました。</p>
堀越座長	<p>ありがとうございます。2点いただきましたけれども、事務局の方でお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>最初のご質問の建物の方と技術の昇降技術の方がセットといいますか歩み寄ってやっていく必要があるんじゃないかというようにご指摘いただきました。先生おっしゃられますように昇降技術の部分だけでは、中に入れていくということは難しいですので、提案を締め切った後や、公募期間中でも木造天守の設計・施工者である竹中工務店の方とは随時情報共有もしますし、一緒に検討していくという事は行って参ります。また開発に入りましても、建物側との取り合いというのは非常に大事な部分になって参りますので、そこについてもお互いに手を組んで、協力しあってやっていくということは、いまのところ話しているところでございます。昇降技術のみ単独に独立してというようなことはまず難しいと考えておりますので、そこはいまからでも話しあってやってるところでございまして、そこはいまからでも話しあってやってるところでございまして。</p> <p>あと、開発者の中だけで進んでいくというようなお話しをいただきましたが、昇降技術の開発の段階におきましても、この検討会議の先生方へいろいろお諮りしたりご意見いただくというところは、このまま実用化期間の間でも必要と考えておりますので、そこは随時、どのような形で会議にお諮りするのかなど、また先生</p>

	方にご意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
堀越座長	中嶋先生いかがでしょうか。
中嶋構成員	<p>ありがとうございます。</p> <p>1点目に関してですが、その通りだと思っ一方で、いまお話に出ました竹中工務店と一緒にタッグを組んでやりますよってのを始めの公募の段階でちゃんと明確に出しているのか、それとも仮にそれを求められたらオーケーですよというスタンスなのかというのは、おそらく大きな違いだと思います。一般的に公募に応募する側は竹中工務店と協議して技術開発を進められるということには触れないと思いがちだと思います。だからこそ、お互いに一緒になってやるんですよ、そしてそれはむしろ全然問題ないですよというのは、初めの段階でオープンにするのがすごく大事だと思っています。つまり、パッシブにOKじゃなくてアクティブにOKというのが1番のポイントだと思っています。</p>
堀越座長	どうでしょうか。事務局側としては。
事務局	先生おっしゃられますように、建物側の制約で昇降技術はいいものがあったとしても入れられないってところは避けていきたいと考えておりますので、昇降技術・バリアフリー技術としていいものでありましたら、建物側との取り合いと申しますか、建物側とのやり取りってのは最初の段階からやっていく必要があると考えております。そこは提案された技術次第というところもあるんですけども、パッシブにOKじゃなくてアクティブにOKというところできたいと考えております。
堀越座長	よろしいでしょうか。
中嶋構成員	はい。ありがとうございます。
堀越座長	それでは次は、山田先生にお願いしたいと思っております。
山田構成員	私の方からも何点か質問とそれからコメントとかあるんですけども、これまで先生方にご指摘いただいた内容は極めて賛同するってところはまず除きましてですね、まず一番最初の質問としてですね、できるだけ上階に行くというのがあります。これってというのは、そもそも障害者はいまの段階で納得してるってふうに判断してよろしいですか。まずそのところですね。
堀越座長	事務局の方からお願いします。
事務局	やはり最上階まで行きたいというところを求められておりますけれども、木造で復元することもございますので、柱や梁を痛めずという条件の中でどこまでやれるのかというところなんです。なるべく使いやすい技術というところをご説明しながらより上層階まで行きたいと、そして、なんとか5階の最上階までいけるといいんじゃないかということをご説明しているところでございます。

山田構成員	<p>わかりました。当然そんなにスパッと言い切れたらもちろんいいんですけど、そういうわけでもない、ただでも障害者の方々のご意見もわかった上でこうしているという、そういう理解でよろしいですね。</p> <p>そうしたらですね、ここからなんですけれどもまず1つはですね、ワークショップの開催時期ですね、これを早めることができないかと、というかむしろもっと早めてほしい。具体的に言うとせめて公募の期限より前に質問とか回答、技術相談の時期がありますね。この時期にやっていただきたいというそういうことを強くご検討いただきたいというご依頼です。いろんな観点があると思うんですね。もちろんその専門家が考えた上で提案してくるんだから、それがいわゆるステイトオブジアート (state of the art) だということをして納得させるということも、もちろんロジックとしてあると思うんですけども、やっぱりそのテクノロジー・アセスメントをきちんと情報共有して、これ以上ができないんだ、というようないわゆるそのアカウントビリティを上げるためっていうとちょっと消極的に聞こえますけども、我々すらもわかってない状況で出てきたものについて、後でワークショップを開くっていうと、おそらくそれはガス抜きだろうと思われる。だから皆さんでもうこれはやっぱりぎりぎりのところだね、ということをしつかりと議論するっていうのがその提案の前までにはないといけないと思うんですね。</p> <p>もうちょっと具体的に言うと、たとえば4階ぐらいまでは行けるというのがあったけど5階までになるとだめですよという技術と5階までは行こうと思えば数人ずつだったらいけるかもしれないというようなことが、もしかしてあったときにですね、それを皆さんでなるほどと納得して、じゃあどうするかと、そこで初めて情報共有の価値が出てくると思うんですね。だけど、それをやらずに4階までしかやらないという提案で例えば止めてしまって、後でワークショップやって、これでいいや、ここまでしかできません、この値段ではここまでしかできません、みたいなことになると、それすらやっぱりよろしくないと思うんですね。</p> <p>だからできるだけ我々も含めてそういう技術の微妙なところっていうのは、障害者はもちろんですけども、我々も関心が高いところでもあり、誰も知らないところで、どうやってソリューションを与えていくんだろうか、どういう要求があつてそれに対してどこまで答えられるんだろうかっていうところをやっぱり事前に考えてほしい。専門家が提案するといっても彼らが本当に障害者のニーズをちゃんと取り入れて考えているかどうかっていうのは、その尋ねる障害者によっても変わると思います。だからそういう機会をちょっと設けられるといいかなというふうに思います。</p> <p>それからこれに関係すると、階段体験館っていうのは、最上階が用意されてますかね。それは確認の意味で。</p>
事務局	<p>階段体験館は、1階から2階の階段を再現しております、比較的急であったりなど、そういうところを選んでおりますので、全く同じではございませんけれども実証の場にはなると考えております。</p>
山田構成員	<p>そうですね。そうすると4階から5階っていうところもその階段体験館を持ってその技術者の方々はこの水準の技術がいるんだろうなっていうのを押し量れるっていうことですか。</p>
事務局	<p>階段の幅とか、変わってくる場所もありますので、それがいまの階段体験館で</p>

	大丈夫かといわれると、もう少し検証がいるところがあるかと思います。
山田構成員	<p>そうですか。そこは情報をリッチに提供して、いまから追加で作ってくれてわけにはいかないんですね。わかりました。</p> <p>先ほどのご提案に関連することとしては、この提案ですけども質問回答っていうのが、あるいは技術相談っていうのがありますね、これに対してできるだけその差し支えなければということで情報共有ができるといいかなと思うんですけど、当然自分の技術に対してディスクローズすることになるから企業は嫌がるかもしれないんですけど、こういわゆる Q&A 集みたいなのをちゃんと集めて開示していくっていうことはやっていただけたらということですね。</p> <p>最後になりますけれども、最優秀者を選定しない可能性があるかと思うんですけど、理解の仕方としては、例えば最優秀に近いんだけど、それに他の人の技術提案を入れていこうというところを考えておられるということでしょうか。</p>
事務局	組み合わせでできるということであれば、公募参加者同士の連携もできますので、強制的には難しいかもしれませんが、そういうところでお互い技術をそれぞれ出し合っということが、その企業間同士で可能であればそういう提案でも問題ないと考えております。
山田構成員	では、その時の予算ってどうなりますか。その最優秀に近いところにこっちをくっつけるのはいいと、だけど最優秀の方の予算が削られちゃってという話になってそれができなくなっちゃうということになると、これまた話が別になっちゃうんですね。
事務局	予算は予算で考えたいと思いますので、いま考えている予算の中でやっていくということで、そこは本当に出てきた技術次第ということもあります。現段階ではいまの予算の中でやっていきたいというところでご理解賜りたいと思います。
山田構成員	わかりました。私の方からは以上です。どうもありがとうございます。
堀越座長	ありがとうございました。工事しなきゃいけない部分も当然あると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。それでは、次なんですけれども小野先生の方からご意見賜りたいと思います。お願ひします。
小野構成員	いろいろ沢山意見が出ていてこの問題難しいし、また落としどころをどう考えていくかっていうのも難しいかと思うんです。ただ全体としてはですね、再建というかその全体の計画ですね文化庁に出す。そのスケジュールとこのバリアフリーがほぼ並行してるっていうのがどうしても、もう前から名古屋市の方には申し上げており、先ほど中嶋先生のご意見とも重なるんですけども、この技術がある程度出てこないとな上の計画ってある意味では立たないところがあるんですね。だからほとんど文化庁に出す時期とそれから審査をする時期とが重なっているというのは先ほどからいろいろ意見が出ている中で、私なんかは上の構造の方ですけども、上を考えるとそこにその 1 つ引かかって、それに関わる場所はいわゆる「柱や梁などの主架構を変更しないこと」というのが入っているだけで、これで応募者がきちっと新しい技術を提案できるのかどうかっていうのが非常に不安に考

	<p>えております。そして、9ヶ月というのがそのことの中でそれに合わせるために短くて新しい技術を木造天守等の兼ね合いで提案できるっていうのに非常に心配しております。ちょっと意見だけになります。</p> <p>ただその他、いろいろ先生方からご意見が出ているわけですが、その中であなたが言われたか、調和を求めるといいうい方ですけども要はどの辺に落としどころがあるかという話と、それからいまの1階までというのと最上階っていう話まで出ていて、その辺がこの技術公募の中でどの程度応募者にその内容が伝わるかというところは非常に心配ですので、そこをきちっとしないと先ほど意見があったようにいわゆるガス抜きの結果にならないかなというふうに変に心配しております。細かい意見はある意味では出尽くしておりますので全体についての感想だけでございます。</p>
堀越座長	<p>どうもありがとうございました。どうでしょうか事務局側としてただいまのコメントいただいた件につきまして。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>確かにバリアフリーがクリティカルパスといいますか、決まらないと、というご意見ですけども、9ヶ月という期間での書類とプレゼンということもございますし、やはりいろんなご意見を伺いながら決めていきたいというところもありましたので、まずはものを作る前にいろいろ意見交換しながら選定していくというステップを踏みながら、よりよいものが出来ればというところで考えてきたスキームでございます。確かに先生がおっしゃいましたようにガス抜きというふうにならなくていいんですけども、そのあたりはしっかりと意見聴取をやっていくながら進めていきたいと考えています。</p>
小野構成員	<p>結構です。</p>
堀越座長	<p>ありがとうございます。それでは次に川地先生ご意見があればいただきたいと思っております。</p>
川地構成員	<p>だいぶ時間も迫ってますんで、手短かに3点質問させていただきたいと思っております。</p> <p>まず1番目なんですが、資料3-2の左真ん中ぐらいに提案の内容として公募を3つの項目について受けるわけですがその下のところ「地上から大天守地階までのバリアフリーは木造天守復元の設計・施工者にて別途対応予定」とありますが、僕は少々これ疑問に感じております。やっぱり公募するためには後出しジャンケンにならないように、いま現在進行形で検討されているはずですからやっぱり中には公募される方、これと同じことを提案される方がいるかと思っておりますんで、やっぱり公募の内容と整合性を取るためにもですね、いまこの別途対応予定とある内容を途中でも結構だと思っておりますんで、これは公開をすべきだということのうに思っております。これが1点です。</p> <p>それと2番目としてはですね、先生方からいろいろ出てます、この審査の評価基準ですが、ある意味では曖昧漠然としてるところなんです、突き詰めて考えれば私は安全性と輸送能力につきると思っております。この2点だと思っておりますね。</p> <p>特に輸送能力についてなんですが、名古屋市さんは復元後は天守閣への入場を1日2万人と想定されてますね。これを考えますとですね、例えば、2016年に確か</p>

	<p>早稲田の長谷見研究室で天守閣の入館者実測調査をされていますけれども、これによりますと 3 割の車椅子の方を含むいわゆる歩行困難者（障害者・高齢者を含めて）が全体の 1.1%になるわけですね。2 万人で想定しますと 220 人/1 日。大したことないように思われるかもしれませんが、時間帯によっては、その時間帯の全体人口の 2%から 4%来られるとの調査結果もあるので、1 時間に 70~80 人の歩行困難者が来られるということを考えますと相当混雑が予想されるのではないかと思います。</p> <p>しかもですね、2016 年というのは、いわゆる歩行困難者のかなりを占める 75 歳以上の高齢者が全体人口の 13%ぐらいなんですけど、天守閣が復元されると考えられる 2030 年には、75 歳以上の高齢者がなんと 20%近く、その後は落ち着くようなんですけど、言ってみれば 2030 年では 75 歳以上の高齢者が全人口の 5 人に 1 人はおられるということですから、従って公募で決定されるであろう昇降設備の利用者が格段に増えるということに私は考えなきゃいけないと思います。そういう意味でおそらくですね、一気に通貫で一気に昇る昇降設備 1 台だけではとても対応できないと、おそらく何台か設置するようなすぐスムーズに対応できるようなそういうシミュレーション等による輸送能力を証明できる資料添付を義務付けないといけないかと、審査ができないんじゃないかと思えます。この審査基準で突き詰めれば冒頭に申し上げましたように、安全性と輸送能力、いかに輸送能力があるかどうかということだと思います。これが 2 点目です。</p> <p>3 点目はですね、審査の柔軟性ということなんですけれども、例えば 2025 年に開かれる大阪万博ではドローンタクシーが飛ぶかもしれないというようなことを言われています。今はまだまだですがその発展途上の非常に可能性のあるモビリティ技術がこれからどんどん進化していくので、こういう技術を令和 4 年度で切ってしまうのではなくて、その後の技術に対しても対応できるようなそんな柔軟性のある審査にしていく必要があるんじゃないかと、思うんですが。以上その 3 点なんですけど、よろしく申し上げます。</p>
堀越座長	ありがとうございます。それでは事務局の方お願いしたいと思います。
事務局	<p>まず、地上から大天守 1 階までのバリアフリーにつきまして今回公募対象外と先ほど私からもご説明させていただいたところでもありますけれども、先生おっしゃいますように、やはりちぐはぐなバリアフリー設備になってはいけませんので整合をとるべきというところはおっしゃる通りと思っております。また、どのようなバリアフリー対応があったのかということは公開とすべきというご意見もいただいておりますので、そこも、必要に応じてある程度決めていった段階では、オープンにしてご意見をいただくということも必要と考えておりますので、おっしゃられたようになるべくオープンな形で進めていきたいと考えております。</p> <p>あとですね、審査基準のいまの輸送能力のところでございますけれども、現状で、歩行困難者の方が何人来られるかということもあると思っておりますけども、公募の条件としております状況で、どのような昇降技術をいまのところご提案していただいて導入していけるのかという、まずはどのような昇降技術が我々としていま公募によって提案していただいて対応できるのかということを決めていきたいと考えております。その後に、先生おっしゃられましたように、提案の中でも搬送能力でありましたりとか、どれぐらいの能力を持ったものになるのかということも出てくるかと思っておりますが、もちろんそれによりまして管理計画の方でもあま</p>

	<p>り待ち時間が長くなるような状態はいけないと思いますので、その辺りは台数でありましたり、そのまた新しい技術が、例えばどうなっていくかということも含めまして検討していく形になると、竣工までに検討していくことになります。現段階でいまのところは提案する技術をまず見てみたいというところでご理解いただきたいと考えております。審査の柔軟性につきましても先ほどと同じ回答になってしまうんですけども、やはりバリアフリー技術がどんどん発展していくと思いますので竣工までにさらにバリアフリー環境の向上ができるというようなものが出てきましたら、それも導入していくということは検討していくべきと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。</p>
川地構成員	はい。
堀越座長	ありがとうございます。それでは次になりますが、小浜先生ご意見ご質問ありましたらよろしく願いいたします。
小浜構成員	<p>小浜です。私はもう皆さん意見がだいぶ出てきたような感じなんで 2 点だけお聞きしたいと思います。</p> <p>1 点は、これは設備としては、やっぱり移動手段の設備になるので安全基準をどのように考えているか、この審査項目は抜粋ですので、これ以外にまだ要求水準の考え方として他の安全基準というのがあると思うんですけども、そこもちゃんとお考えかどうかってことですね。特に適切な緊急時の対応策が考えられていないと、こういう移動手段としては、ちょっと問題があるのではないかと思いますので、それがその安全基準に対してお聞きしたいと思います。</p> <p>もう 1 点はですね、私は建築構造なんで、この構造的に同じ最低限の要求水準ということで史実に忠実という項目がありますね。この史実に忠実ということはどういうことかということ、右側に書いてある柱や梁などの主架構を変更しないこと、それから付加材は取り外すことによって、元の状態に戻すことができると、そういうことなのですが、これによって、先ほど落とすところと言われましたけども最低限の制約が出てくるわけですね。その制約をやっぱり応募者にきちんと明確にしてやらないとせっかく提案したけどこれはできなかったという、そういうことになってしまう。その制約というのはこういう柱や梁の主架構を変更しないということ、重量がある程度のレベルのものでないと補強が必要になってきますので、そういった制約とかですね、あるいは柱や梁の配置による設備の大きさの問題とかそういった制約は、ある程度専門的な建築の軸組とか建築設計とかそういったところの専門的な知識が必要じゃないかと思います。</p> <p>そういう知識は一般の福祉施設とか福祉機械の設計とかいう世界では難しいので、公募にあたって、そういった情報はどういうふうに応募者に伝達されるのかということですね。でないとせっかく提案したけども全然採用されず、こんなはずじゃなかったということにならないようにしていただきたいです。以上 2 点です。よろしく願いします。</p>
堀越座長	ありがとうございました。ただいまの 2 点につきまして事務局からコメントいただきたいと思います。
事務局	まず緊急時の安全性の件でございますけれども、先生おっしゃいましたバリア

	<p>フリーの史実に忠実を抜粋しておりますので、それ以外に安全性というところも評価の項目になっておりますので、地震がありましたら、災害時どのようなフェイルセーフと言いますか安全対策ができるのかということも含めて提案の方はしていただきます。</p> <p>あと、評価につきまして、これから認可とか許可を取っていくという技術も中にはあると思いますので、そこも安全性がしっかりと担保できるように我々の方でも一緒になってですね、許認可につきましてでも対応していくということで認証機関とのアプローチということも始めておりますので、出てきた技術に合わせまして相談しつつ進めていくということはやっいてこうと考えております。もちろん安全性は非常に大事ですのでそこは押さえた上で選定をしていくということでございます。</p> <p>あと、史実に忠実の部分の応募者がちゃんとそれを理解できるのかということでございますが、やはり先生おっしゃいましたように木造復元する建物がどのような構造なのかということ、提案してくる方々にご理解をいただかないことには優れた提案も出てこないと思っておりますので、希望される方には守秘義務を結んだ上で設計図の図面はお渡しすることを考えているところでございます。</p>
堀越座長	ありがとうございます。いかがでしょうか。先生よろしいでしょうか。
小浜構成員	そうですね、結局開発者が正しくイメージできるような、そういう図面とか、それから条件ですね、まずはそういった特に構造的な条件っていうのは先ほど言ったようにその重量的な問題が大きいと思いますので、補強するとかしないとか、そういったことをきちっと公募される方に伝えていただきたいと思えますね。
堀越座長	どうもありがとうございます。それでは小松先生ご意見賜りたいと思えます。
小松構成員	<p>バリアフリーについては、様々な意見を聞かせていただいて、私の方からは3番目の「可能な限り健常者の移動と同じような時間」というのと、その下の「多人数による反復した利用が可能」というところが、うまく飲み込めなかったんですけど、これは途中にも出た時間当たりの移動人数、輸送能力を確保するっていう意味合いと、個々の障害があるが待ちたくないよっていうことと、重なって書かれているように思うんですけど、提案する方からすると例えば1時間当たり200人予想しなきゃいけないよっていうような基準が示されている方が明確かなと思えました。</p> <p>基準って書いてるけど、これ項目ですよ、簡単に使えるとか、怖い思いをしないっていうのをどういう基準で評価するかっていうことが書かれていないのでいまの2つを合わせたものと簡単・怖いっていうようなものがどういうふうに採点されるのかっていうあたりはお示しする方がよいと思えました。</p> <p>それと先ほども出てましたけど、地下階までは別途考えるっていうことなんですけど、これはもうエレベーターが想定されてるっていう理解でよろしいでしょうか。現状だと外にエレベーターシャフトが別途の建屋として付けられていると思うんですけど、そういうものも今回は許容するというふうに考えてもいいのか、最初からああいう形はないよってお示しするのかっていうところも大事だと思います。柱や梁っていう主架構を変更しないとしても外壁は穴開けてもいいんですか</p>

	<p>ね。そこらもちゃんと言っという方が良くて、これは項目に入っていないんですけど、例えば耐用設計っていうことを考えると現状のエレベーター・エスカレーターっていうのは10年ぐらいしか持たないというか、更新していくわけで、その時に外壁を壊さないで更新できないようなものでもいいのかっていうことですよ。具体化していく中で徐々に詰めていけばいいと思うんですが、そういう観点も少し持っていただければと思いました。ここにありますが、やはり火災等の非常時にどういうふうに機能できるかっていうところはやはり持っておかなきゃいけない性能条件だと思います。以上です。</p>
堀越座長	<p>ありがとうございます。実質的な問題をやっぱりどう捉えていくかっていうのは、ちゃんと必要かなっていうことだと思って事務局の見解いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほどの加点要求水準のこの「健常者の移動と同じような時間で移動できる」のところですが、一緒に移動ができるとか健常者じゃない方と健常者がまた別々なルートになってしまうようなところも検討の中に入ってくるところでもございますので、そこは総合的に見ながら、その搬送能力も含めまして評価員の先生方と出てきた技術に対しまして、相対評価になる部分がございますけども、そこで見ていきたいと考えているところでございます。</p> <p>あと、先ほどの大天守地下1階までのバリアフリーについてですが、いまエレベーターは地上から大天守の1階までつながっておりまして、いまこの設計施工者にて別途対応予定というのはですね、大天守の地下1階までですので、現状でいきますと地上から小天守へ入っていただいて、そこから橋台を通ってもらって大天守地下1階に入っていきますので、そこまでのバリアフリーは木造天守復元の設計施工者が対応しますというところでございます。</p> <p>あと、緊急時の安全基準につきましては、先ほどの繰り返しになってしまいますが非常に大事な部分だと思いますので、そこはしっかりと出てきた技術について応募者の方と話しながら進めていきたいと考えております。</p>
堀越座長	<p>いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
小松構成員	<p>あと、耐用年数と考えた維持保全計画も少し検討しておいていただきたいということを意見として申し上げたいと思います。</p>
事務局	<p>申し訳ございません。その維持管理につきましても費用面につきましてもはある程度、概算を公募の段階でいただきますので維持管理につきましても、もちろん検討項目の中で入っております。</p>
小松構成員	<p>費用だけでなく、その関連工事が発生しないような機器の更新計画ですかね。要は入り口を壊さないで機械が入らないなんていうことが起きないようにすることをあらかじめ検討しておいてほしいということです。</p>
事務局	<p>すみません。その「取り外すことによって元に戻すことができる」というところがその大掛かりな工事を含めてそうしないとリニューアルができないということではだめですと、いうことを考えておりますので、どのような形で導入できるか撤去できるかとかもありますけども、大掛かりにそういうことをしないようなも</p>

	のということを考えているところです。
堀越座長	よろしいでしょうか。それでは西形先生お願いしたいと思います。
西形構成員	<p>すみません。1 番最後までもうほとんど出尽くしてるんですが、私は、それでは公募の方法のところであまり質問なんですけれども、先ほども少し小野先生から話がありましたけれども、主な条件のところであまり 2 つだけ挙げられているということです。大天守の柱や梁を痛めないこと、それから可能な限り上層まで昇ることができる。この 2 つで本当に応募者の方に意図が伝わっているかどうかというのがやっぱり心配になりました。ここにいわゆる要求水準が 10 項目ある中であるいはまた先ほど河地先生ですかね、安全性・輸送能力というキーワード、大きな重要なキーワードを教えてくださいましたけれども、そういう点をですね、ある程度応募者に対して示してあげる。そうじゃないと、どうもその本当に十分な条件を揃えたものが本当に集まるかなという気がいたします。どの程度、この辺を応募者の方にシェアするのかという点が少し心配になりました。</p> <p>それからもう 1 つは、新技術の実用化のところの開発費用あるいは導入費用でその中に昇降技術開発契約、昇降技術導入契約 2 つあるんですけど、このあたりをもう少しわかりやすく説明していただけるとありがたいと思います。ここでまず前の方で開発費用として 8,000 万円使ってる。この中でこれの主要の方法として試作機を作成する、このお金なんだろうけれども、これが優秀者が決まってから試作機を作るという順番になるんだろうと思うんですけど、どの程度の条件、どの程度の案で、あるいはその案の提示で我々はそこを評価できるのかという、先ほども少しお話ありましたがあくまで文章だけで評価するのか、じゃあそれで評価して本当にできあがった時点でそれが担保されてるんだろうとか、そのあたりも少し気になりました。質問としてはこの 2 点でございます。以上です。</p>
堀越座長	どうもありがとうございました。ただいまの 2 点についていかがでしょうか。事務局の方をお願いしたいと思います。
事務局	<p>審査項目を抜粋しているということもございまして、安全性でありましたりとか、実現性というところでも審査の項目にも入ってございます。ですので、実現可能というものを選んでいきたいと思っておりますし、必要な情報につきましては、細かなものは応募者の方には提供しつつですね、せっかく提案したのにも関わらず変なものになってしまったとならないように公募参加者とは、しっかりと情報共有しながら進めていきたいと考えております。我々の意図している史実に忠実な復元とバリアフリーの両立ということをよくご理解いただきながら進めていきたいと考えており、質問回答の期間も 2 ヶ月程度設けていることもございますので、その中でしっかりと対応していきたいと考えております。</p> <p>あと、開発契約と導入契約のご質問でございますけれども、まず開発契約は最優秀者 1 者を決めた後で、おっしゃられましたように試作機を制作し許認可の取得を目指していただくということで、そこで必要となる費用ということで市場調査した結果、上限額ということで決めさせていただいたものです。2 億円というものも木造天守の中で導入する時に必要な実機と、あと導入設置の費用でございますので、ここにつきましても 5 階まで行けるかどうかということがあると思いますが、それを想定しました金額ということで 2 億円ということで考えてございます</p>

	<p>ので、まだこの金額の中でやっていけるのではないかということで上限額を、決めております。</p>
西形構成員	<p>わかりました。ということは、昇降技術に関する公募の中に主な条件と書かれているこれだけではないということですね。詳細なものもお示しいただけるということですね。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりでございます。もっと詳細なものも決めてございまして、バリアフリーと史実に忠実に特化する形で今回その概要案を作っております。</p>
西形構成員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
堀越座長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>いままでご意見いただきまして、例えば加点水準のところでもメリハリを付けたり、市民や消費者の方々ですね、いかにしてきちんと聞いていくのかという情報共有していけるかというような点と、やはりどうやってその両立するところを応募者にですね理解していただくかとかですね、多面的にご意見いただいたと思います。ただこれについてはですね、公募を進めていく上でこういうことを明確にした方がいいよ、こういうふうにしていった方がいいんじゃないですかってご意見をいただいたと思いますので、公募の方をですね、進めていく方向性はいいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。</p> <p>そういう皆さんからいただいた意見をですね、事務局の方で再度検討してですね、直すところ、それから修正、または、加えるところを考えていただいて、公募に進んでいただくということでいかがかと思うんですけども。特に最後に何か一言ご意見ある方、時間もございますのでお1人だけいかがでしょうか。</p>
川地構成員	<p>1つよろしいでしょうか。</p>
堀越座長	<p>どうぞ。</p>
川地構成員	<p>いまのお言葉を頂戴して、一言だけ申し上げたいんですが、先ほど小野先生からおっしゃったガス抜きにならないよということが非常に私気になりまして、場合によっては、この公募は、普通にやると結果的に最優秀者が出てこない可能性だって充分あると思っています。一方で私は個人的には史実に忠実な復元の中で可能な昇降設備はあると思っています。ただ日本の場合は非常に国の許認可を取るのが大変厳しく時間を要するので、そういう意味では、さっき申し上げました審査の柔軟性を含めてアンフェアにならない範囲で是非とも市側が可能性のあるメーカーにできるだけ応募を促す努力をお願いします。こうやらないと確かに小野先生がおっしゃったようにですね、結果ガス抜きになってしまう危険性だって大いにあるんで、そんなことを私思いました。是非とも市の窓口の方にそれをお願いしたいと思います。</p>
堀越座長	<p>どうもありがとうございます。すみません時間も迫って参りましたので、ということですね。</p>

高橋構成員	すみませんもう 1 点だけちょっと追加でお願いしたいんですが、なかなかこういう場をこれまで持つことができなかつたので。
堀越座長	どうぞ。
高橋構成員	<p>高橋ですけれども時間がないなかで恐縮です。ちょっと繰り返すようなんですが、やはり当事者の方々の参画の仕方については、再考すべきと思うんですね。これはバリアフリー法の改正の付帯決議でも言われていますけど、いまのやり方が本当に参画のあり方なのか、先ほどの説明の中でも市民の方々は有識者ではないような素人なんだっていうような意識の持ち方っていうのはやっぱりこれはよくないんじゃないかと思います。むしろ障害がある当事者、市民の方々が一番知っているわけで、評価員の方々が本当に今日のような議論についてどこまで見識があるのかということになると、私はこれを少しもう一度再考すべきではないかと思います。</p> <p>それから 2 つ目は途中で火災の話が出ましたけれども緊急時、例えば上層階まで上がった時に、緊急時にその障害のある人をどうやってまた下まで降ろすのか、そういうことも含めた垂直移動施設であるべきだと思います。</p> <p>それからこれ、最後は質問なんですけども、当初の計画の中でエレベーターを付けないという河村市長のご判断がありましたけれども、これは今回の公募の中でどういう位置付けになっているのか、そのことだけご回答いただければと思います。時間がない中で申し訳ありません。</p>
堀越座長	最後にエレベーターの件、ちょっとありましたらコメントしてください。
事務局	エレベーターの問題についてでございますが、木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針を出した平成 30 年にエレベーターを付けないということといたしました。方針でございましたけれども、既存のいまある実用化されているエレベーターですと、柱や梁を取らずにということは非常に厳しいというか難しいと思っております。ですので、いまでも既存のエレベーターは難しいと思っておりますが、エレベーターの技術を使っているいろいろ工夫することによって名古屋城仕様になるかもしれませんが、昇降技術として導入できる可能性があるものにつきましては、応募していただくのは全然構わないと考えております。幅広く特定の技術を排除することなく提案をしていただきたいということを考えているところでございます。
高橋構成員	ありがとうございました。
堀越座長	<p>ありがとうございました。よろしいでしょうか。</p> <p>それではただいまの高橋先生からもありましたけれども、やはりインクルーシブ・デザインということも言われておりますので、きちんとですね、意見を聞けるということに再考をしていただいてですね、その上であれば全然問題ないということでございますので、そういう方向で事務局の方ですね今日いただいた意見を検討いただきまして、次の段階に向けて、準備していただくという方法でいかがでしょうか。そういう方向でお願いしたいと思います。</p> <p>本日はお忙しい中、ご意見いただきましてありがとうございます。ちょっと時間</p>

	<p>を過ぎてしまって私の不手際でございます。それでは以上をもちまして、本日の議題は終了させていただきたいと思っております。進行を事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。</p>
事務局	<p>堀越座長、構成員の先生方、どうもありがとうございました。</p> <p>本日いただきましたご意見で、加点要求水準のメリハリというところでございましたりとか、利用者の方々の参画というところにつきましては、もう少し深く考えて、いろいろ公募の中に織り込んでいけるものは織り込んでいきたいと考えております。そのような点も含めましてこれから昇降技術の公募というものを始めさせていただきます。今後の天守全体のバリアフリーの方針を決めていくということをこれから進めて参りますので、また先生方から貴重なご意見をいただきたいと考えてございます。</p> <p>今後ともご指導ご助言いただきますようお願い申し上げます。以上で本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。</p>